

議会改革の取組み

平成 23・24 年度の取組み（議会基本条例の制定）

議会改革検討委員会の委員構成と、議会改革の取組みおよび議会改革検討委員会の開催状況は以下のとおりです。

議会改革検討委員会委員

| | |
|------|--|
| 委員長 | 遠藤 吉久 |
| 副委員長 | 中野 信吾 |
| 事務局長 | 渡辺 元 |
| 委員 | 菊池健太郎 斉藤 栄治 折原 政信 遠藤 和典 須貝 太郎 今野 誠一 加藤 賢一 |

議会改革の取組み及び議会改革検討委員会の開催状況

| 日 時 | | 開 催 状 況 |
|------------------------|-------------------------|---|
| 平成 23 年 8 月 29 日 | 先進都市視察 | 正・副議長および議会運営委員会委員による、議会改革の先進都市として全国的に有名な、会津若松市議会への視察を実施。 |
| 10 月 25 日 | 議員研修会 | 東京財団研究員で、前北海道栗山町議会事務局長の中尾修氏を招いて、『全国に広がる地方議会改革～議会基本条例から考える』と題しての講演をいただき、その後、意見交換を実施。 |
| 10 月 31 日 ～11 月 2 日 | 先進都市視察 (議会運営委員会 1 班) | 議会運営委員会委員で 2 班に分かれ、委員長を団長とする 1 班は、三重県亀山市、鳥羽市、静岡県富士市を訪れ、議会基本条例及び議会改革の取組みについて視察を実施。 |
| 11 月 8 日 ～11 月 10 日 | 先進都市視察 (議会運営委員会 2 班) | 副委員長を団長とする 2 班も、議会基本条例を制定し、議会改革に取り組んでいる大阪府大東市、京都府亀岡市、滋賀県守山市にて視察を実施。 |
| 11 月 15 日 | 議会運営委員会 | 議会改革検討委員会の設置を決定。 |
| 11 月 24 日 | 議会改革検討委員会 第 1 回 | 正・副委員長、事務局長の選出。今後の進め方などについて協議し、平成 24 年 12 月の制定を目指して、議会基本条例の制定に優先的に取り組むことを決定。 |
| 12 月 8 日 | 議会改革検討委員会 第 2 回 | 委員長より設置要綱案、議会基本条例の制定に当たっての今後の進め方、検討スケジュールの提示。提示内容についての検討。 |
| 12 月 9 日 | 議会改革検討委員会 第 3 回 | 設置要綱の制定。次回までに各会派で他市の状況などを調査し、基本理念、盛り込む内容、規定すべき項目などの案を検討し、持ち寄ることを決定。 |
| 平成 24 年 1 月 20 日 | 議会改革検討委員会 第 4 回 | 各会派で作成した議会基本条例制定に当たっての基本理念、盛り込むべき内容、規定すべき項目などの案を比較し検討。基本理念については、前文の形で条例に書き込むことを決定。他の盛り込むべき内容、項目については、今回の協議内容を踏まえ、再度、各会派で検討。 |
| 2 月 14 日 | 議会改革検討委員会 第 5 回 | 前回に引き続き、基本理念、盛り込むべき内容などについて各会派の検討状況などを報告し、議論。 |

| | | |
|-------|----------------|---|
| 3月1日 | 議会改革検討委員会 第6回 | 委員長を含む三役が提示した基本理念となる前文（案）について、各会派で検討した結果を報告。各会派それぞれの意見を参考に、委員長を含む三役で再度、前文（案）を作成し次回提示することとなった。また、条例に盛り込むべき内容について、各会派でおおむね一致するものを条例事項とすることを決定した。 |
| 3月15日 | 議会改革検討委員会 第7回 | 委員長を含む三役で作成した前文（案）を再度提示し、協議した結果、内容が確定した。また、前回決定した条例事項のうち、政務調査費、議員報酬など5つの事項について三役が条文（案）を提示し、次回の検討委員会をめぐりに各会派で検討することとなった。 |
| 4月2日 | 議会改革検討委員会 第8回 | 前回提示された条文（案）についての各会派の検討結果を報告。検討を行った5つの条例事項のうち最高規範性に係る事項については各会派で一致したが、残りの事項については付け加えるべき文言等の提案があり、引き続き検討していくこととなった。また、新たに議案に対する態度の公表など3つの条例事項について条文（案）が示され、検討を行っていくこととなった。 |
| 4月13日 | 議会改革検討委員会 第9回 | 政務調査費、議員報酬、議員の定数、見直し手続きについて各会派で再度検討した結果を報告し、議論した。今回の議論を踏まえて、再度（案）を提示することとなった。また、議案に対する態度の公表、会議の公開などについても各会派の意見を踏まえ、再度（案）を提示することとなった。また、議会の情報公開、請願者及び陳情者の意見陳述、一般質問の3つの項目について条文（案）が示され、次回の会議までに各会派で検討することとなった。 |
| 4月23日 | 議会改革検討委員会 第10回 | 前回の会議を踏まえて再度、提示された（案）について協議した結果、再提示（案）のとおりとすることと決定した。また、議会の情報公開、請願者及び陳情者の意見陳述、一般質問の各項目についての各会派の検討状況を報告した。請願者及び陳情者の意見陳述、一般質問については、今後その方法をより具体的に検討していくこととなった。 |
| 5月25日 | 議会改革検討委員会 第11回 | 請願者及び陳情者の意見陳述機会の確保の取り扱いについて、各会派での検討状況を報告し、他市の事例調査結果なども参考に議論した結果、前回三役から提示された案のとおりとすることと決定した。一般質問については現在の一括質問・一括答弁方式と一問一答制の選択制とする条文案を了承した上で、それに関する反問権の取り扱いについては、別途、議論することとなった。 |
| 6月14日 | 議会改革検討委員会 第12回 | 三役案が示された目的、議会及び議員の活動原則、議会報告、議員間討議、市長等との関係5項目の条例事項について、各会派での検討状況を報告し、議論した。議会報告、議員間討議の方法、市長等との関係の中の反問権の取り扱いについては、各会派から出された意見を踏まえ、具体的な運用方法の研究などを含めてさらに議論を継続することとなった。また、これまでの議論の経過や、結果について6月27日の全員協議会で報告することとなった。 |

| | | |
|-------|----------------|---|
| 6月22日 | 議会改革検討委員会 第13回 | 前回の会議で提示された三役案について再度、各会派で検討した結果を報告し、議論した。5つの条例事項のうち、目的、議会及び議員の活動原則、議会報告について新たな提案があり、目的、議会及び議員の活動原則については今回の議論を踏まえた三役案を次回提示することとし、議会報告については各会派から出された条文案を比較検討しながら、継続して議論することとなった。また、三役から全員協議会での報告の仕方、資料の提示があり、次回までに確認することとなった。 |
| 6月25日 | 議会改革検討委員会 第14回 | 目的、議会及び議員の活動原則については、前回の議論を踏まえて再度提示された三役案を了承した。また、各会派から出されていた議会報告についての条文案の検討結果を報告し、議論した結果、三役案を一部修正したものを条文案とすることを決定した。全員協議会での報告方法については、予算委員会における委員長報告のような形で行うことを決定した。 |
| 6月27日 | 全員協議会 | 全議員に対し、委員長より議会基本条例のこれまでの検討経過、条例の中間案などを報告し、意見交換を行った。 |
| 7月10日 | 議会改革検討委員会 第15回 | オブザーバーからの意見聴取及び意見聴取（パブリックコメント）の取り扱い、今後盛り込むべき項目について議論した。オブザーバーの意見聴取については、全議員が参加する全体会のような形でオブザーバーに限らず検討委員会のメンバー以外の意見も聞く機会を設ける方向で進めることとなった。パブリックコメントの実施については条例の成案作成の状況を見ながら引き続き検討していくこととなった。また、次回の会議までに今後盛り込むべき項目について各会派で検討して持ち寄ることとなった。 |
| 7月17日 | 議会改革検討委員会 第16回 | 今後盛り込むべき項目について、各会派から提案があり、提案をもとに引き続き検討していくこととなった。 |
| 8月6日 | 議会改革検討委員会 第17回 | 前回提案のあった、今後盛り込むべき項目についての各会派での検討状況を報告した。その結果を受けて協議した結果、議会事務局の体制整備、市民と議会との関係ほか2項目について、三役で条文案をまとめて提示し、引き続き検討していくこととなった。 |
| 8月22日 | 議会改革検討委員会 第18回 | 三役から市民と議会との関係等についての条文（案）が示され、提示された内容のとおりで決定した。また条文の文体は「である調」とすることを決定し、パブリックコメントなどの市民からの意見聴取の実施方法については、協議した結果、引き続き検討していくこととなった。 |
| 8月30日 | 議会改革検討委員会 第19回 | これまで協議してきた内容を取りまとめた条例素案の確認を行った。また、全議員への報告会、パブリックコメントの実施方法について協議し、次回の議会報に条例素案などを掲載して市民へ周知していく方向で進めていくこととなった |
| 9月6日 | 議会改革検討委員会 第20回 | 議長から、東日本大震災の経験を踏まえ災害発生時の議会の対応などに関する条文を素案に加えてはどうかとの提案があり、協議の結果、盛り込むことを決定し、条文案については三役で取りまとめて次回の会議で示すこととなった。また、全議員にたいする説明会を9月13日に実施することとし、その実施方法を確認した。 |

| | | |
|--------|---------------------|--|
| 9月11日 | 議会改革検討委員会 第21回 | 災害発生時の議会の対応などに関する条文について、三役から示された案のとおり決定した。また、13日の報告会で合意が得られれば、条文などの議会報への掲載や、パブリックコメント、市民への報告会などの実施に向けて進めていくこととなった。 |
| 9月13日 | 議会基本条例素案報告会 | 全議員を対象に議会基本条例の素案を報告した。これに対し、議会図書室、会派、議会の政策立案などについての条文化に関する意見が出され、これまでの検討内容について委員長から説明があった。政策立案などの条文化については、再度、検討委員会を開催することとなった。また、今後の取り組みとしてパブリックコメントなどを実施していくことが報告された。 |
| 9月20日 | 議会改革検討委員会 第22回 | 政策立案などの条文化について協議を行い、素案の変更は行わないことに決定した。また、条例素案の市民への報告会の開催、議会報への掲載などによる市民からの意見聴取を行うこととし、三役で具体的な実施方法を検討し、次回の委員会で確認することとなった。 |
| 9月26日 | 議会改革検討委員会 第23回 | 議会基本条例素案の市民報告会の実施方法や周知方法について、三役が提示した案のとおり決定した。また議会報に掲載する原稿についても3役案が提示され、一部修正のうえ決定した。 |
| 11月19日 | 議会基本条例（素案）に関する市民報告会 | 市役所11階大会議室において18時30分から、議会基本条例（素案）の市民報告会を開催した。 |
| 11月22日 | 議会改革検討委員会 第24回 | 市民報告会及びパブリックコメントの結果等について、提出された意見等への対応と回答が三役から示され、協議した結果、各会派で持ち帰って対応を検討することとなった。また、パブリックコメント、市民報告会での意見などを踏まえた最終的な条例素案について、再度、全議員への報告会を実施する方向で調整することとなった。 |
| 12月5日 | 議会改革検討委員会 第25回 | パブリックコメントに寄せられた意見に対する回答及びその後の対応について確認した。また12月6日に最終素案及びパブリックコメント・市民報告会の結果について全議員への報告会を実施し、修正がなければ報告会終了後に議会運営委員会に対して議会基本条例の最終素案の報告を行うことを確認した。 |
| 12月6日 | 議会基本条例素案報告会 | 全議員を対象に、議会改革検討委員長より、パブリックコメント・市民報告会の実施結果及び最終素案についての報告があり、パブリックコメントへの対応や市民報告会の状況などに関する意見が出され、それについて委員長から説明があった。 |
| 12月6日 | 議会運営委員会 | 議会改革検討委員会三役が議会運営正副委員長に対し、議会基本条例の最終素案を報告した。その後、協議を行い平成25年4月1日を施行日とすることとし、条例については12月定例会の最終日に議会運営委員会発議により本会議に提案することを確認した。 |
| 12月14日 | 本会議 | 議会基本条例を本会議に提案。全会一致で可決。 |
| 12月19日 | | 山形市議会基本条例を公布、制定。 |

| | | |
|------------------|---------|---|
| 平成 25 年 1 月 15 日 | 議会運営委員会 | 議会基本条例施行に向けて、条文に記載している「議長が別に定める」4項目と、「議会運営委員会で検討を要する」2項目について、議長より骨子案が提示され協議した結果、各会派へ持ち帰り検討することとなった。 |
| 1 月 30 日 | 議会運営委員会 | 前回提案のあった骨子案について、各会派での検討状況を報告した。そのうち、第 10 条（議案に対する態度の公表の方法）、第 12 条（市長の反問権）及び第 14 条（議員間討議の方法）について、骨子案のとおり了承した。第 9 条（議会報告）、第 11 条（請願者と陳情者の意見陳述）及び第 13 条（一般質問）については、再度各会派へ持ち帰り検討することとなった。 |
| 2 月 14 日 | 議会運営委員会 | 前回の協議で持ち帰りとなった 3 項目のうち、正副委員長に一任されていた第 13 条について、各会派の意見をとりまとめ協議した結果、正副委員長案のとおり了承した。また、第 11 条については議案審査の前に行うことを了承し、第 9 条については年 1 回、11 月に行うこととし、詳細については委員改選後の議会運営委員会に委ねることとした。 |
| 3 月 5 日 | 議会運営委員会 | 議会基本条例施行に向けた規程等について、事務局から案が示され協議した結果、原案のとおり了承された。 |
| 4 月 1 日 | | 山形市議会基本条例施行 |